

◇静岡県建設工事請負契約約款の一部改正について

1 改正の理由

前払金の使途拡大の措置期間について令和2年度末までとしていたが、国土交通省と財務省との協議が整い令和4年3月31日まで延長されたことから、必要な改正を行う。

2 内容

前払金の使途拡大の措置期間の延長：令和4年3月31日まで

3 施行期日

この改正は、令和3年4月1日から施行する。